

## 信用状取引の準拠法

### および国際裁判管轄

東京高裁平成一六年三月三〇日判決（控訴審）

（平成一五年（ネ）第五二二六号荷為替信用状に基づく  
支払請求控訴事件）

（金法一七一四号一一〇頁）

東京地裁平成一五年九月二六日判決（第一審）

（平成一三年（ワ）第二一三八五号荷為替信用状に基づ  
く支払請求事件）

（金法一七〇六号四〇頁）

岡野 祐子

#### 一 はじめに

信用状取引における法律関係は、一般的には、(1)売主と買主との売買契約の際になされる、決済手段に信用状を用いるとの契約、(2)買主と信用状発行銀行との間でなされる信用状開設契約、(3)信用状発行によって生じる、売主、買

信用状取引の準拠法および国際裁判管轄

主、銀行間の法律関係、と三つに分けて捉えられる。これらはそれぞれ別個の準拠法によるとされるが、その中でもとりわけ問題とされるのは、(3)の信用状発行によって生じる各当事者間の法律関係の準拠法である。そしてわが国においてはこれらの中でも特に、発行銀行と受益者たる売主との関係に焦点が当てられ、その準拠法について種々の見解が示されてきた。本件事案は、まさにこの「信用状発行銀行と受益者たる売主との関係の準拠法」が争点となっており、それについての裁判所の判断が詳細に示されていることから、本判決は注目すべき点が多い。本判決はそれ以外にも、信用状取引における「買取」の意味についての判断においても重要な意義を有するが、本稿においては、上記の準拠法の問題と、その前提としての争点となっていた、国際裁判管轄の問題に焦点を絞って検討したい。

#### 二 事実の概要

##### 1 事案の経緯

X（原告、被控訴人）は、各種化学工業製品の製造および販売を主たる業務とする日本法人であり、Y（被告、控訴人）は、フランスに本店を有する外国銀行である。Yは、インドのボンベイに支店を有する他、日本にも営業所を有

している。平成一三年四月二三日、Xは、インドに本店を有し光ファイバーの製造販売等を主たる業とするインド法人訴外Aとの間で、光ファイバーの原料であるプリフォームの売買契約を締結した。その内容は、平成一三年六月から九月までの間、XはAに毎月二〇〇〇キログラムを限度としてプリフォームを売却すること、売却条件は運送人渡東京条件とし、支払は信用状による、とするものであった。

上記売買契約に基づき、AはYのボンベイ支店にXを受益者として信用状開設を依頼し、この信用状は、二回の変更を経て次の内容のものとなった（以下本件信用状）。すなわち、本件信用状は、取消不能の、非累積的に毎月自動回転する自動回転信用状（いわゆるリボルビング信用状）である。つまり、信用状金額は、信用状条件に合致する書類の前月分の買取りが買取銀行によってなされた各翌月の第一営業日に、日本において自動的に復元され利用可能となる。買取銀行は特に限定されず、いかなる銀行でも買取り可能である。発行銀行たるYからの買取銀行への補償は、買取銀行の指図に従い送金によってなされる、というものであった。

Xは、上記売買契約に基づき、平成一三年六月、七月、八月にそれぞれプリフォームの出荷を行ない、そのつど日

本に本店をおく訴外B銀行を買取銀行として、買取りを求めた。訴外B銀行はその度にYのボンベイ支店に書類を呈示して支払を請求した。Yは、六月分、七月分については支払に応じたが、八月分の支払請求に際しては、呈示した書類が本件信用状の条件を充足していないと主張して支払を拒絶した。そこで、Xは八月出荷分の書類を訴外B銀行から買戻し、Yに対して訴えを提起した。

## 2 国際裁判管轄

Xは、本件の国際裁判管轄について、(1)Yの日本における営業所所在地が東京であるから、Yの普通裁判籍は日本国内にあること、(2)本件信用状の義務履行地が日本国内にあること、(3)本件信用状の受益者（X）が日本人であること、(4)日本国内の銀行であればいかなる銀行であっても本件信用状の買取りが可能である事、(5)Xの商品引き渡し義務は東京で、目的物を運送人に引き渡せば履行した事になり、運送人及び運送取扱人も日本所在の企業である事、を挙げ、インドと比較して日本がより関連性を密接に持つから、日本の裁判所に本件訴訟の国際裁判管轄があると主張した。

これに対しYは、(1)本件の物的及び人的証拠のほとんど

はインドに在する事、(2) Yのボンベイ支店において、訴外A社との本件信用状発行に関する交渉、受領書類が本件信用状の条件に合致するかどうかの審査、支払拒絶通知及びその後の折衝が行われている事、(3) 本件の適用法令はインド法である事、を挙げ、本件の国際裁判管轄はインドの裁判所にあると主張して管轄を争った。

### 3 準拠法

Xは、(1) X、Y間に準拠法についての明示的な合意はないから、法例七条一項により、当事者の黙示の意思を推定してこれを決定する事を主張した。そして、(2) 信用状取引においては、信用状の義務履行地が重要性を有するので、XとYは義務履行地法を準拠法に指定する意思があったと推定されるところ、本件信用状の義務履行地は日本であるから、準拠法は日本法となるとした。さらに、(3) 信用状に基づき生じる義務のもっとも緊密、かつ、現実的な関連を有する地の法を準拠法とするとしても、本件信用状の通知銀行がYの東京支店である事、本件信用状義務履行地が日本国内にあることによって、やはり準拠法は日本法になると主張した。

これに対しYは、信用状取引に関する適用法令について

信用状取引の準拠法および国際裁判管轄

は、信用状に基づき生じる義務のもっとも緊密、かつ、現実的な関連を有する地において適用される法律とするのが一般的な慣行となっており、発行銀行と受益者間の紛争の準拠法は、大陸法系では、発行銀行所在地の国の法律であるとされているから、本件の準拠法はインド法であると主張した。

### 三 判 旨

国際裁判管轄、および準拠法については、控訴審は第一審の判断をそのまま引用しているので、本稿においても、これらの点について第一審の判旨を引用する。

#### (1) 国際裁判管轄

「ア：ところで、本件のような渉外的民事訴訟について、我が国の裁判所に国際裁判管轄が認められるか否かについては、これを直接規律する実定法規や条約はなく、また、国際的に承認された一般的な準則は存在せず、国際的慣習法の成熟も十分ではない。

したがって、本件のような渉外的民事訴訟に関する国際裁判管轄については、何れの国で裁判を行なうことが適切であるかを、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念に

より、条理にしたがって決定するのが相当である。(最高裁判所昭和五六年一〇月一六日第二小法廷判決・民集三五卷七号一二三四頁、最高裁判所平成八年六月二四日第二小法廷判決・民集五〇卷七号一四五二頁参照)。そして、我が国の民事訴訟法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、その訴訟につき、我が国の裁判所に国際裁判管轄を認めるのが条理に適うものと解される。ただ、我が国で裁判を行なうことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められるような場合には、例外的に我が国の国際裁判管轄が否定されることもあると解される。

イ これを本件についてみると、上記のとおり、Yの日本における営業所が東京都千代田区に所在するから、Yの普通裁判籍は上記所在地を管轄する当庁にあり(民事訴訟法四条五項)、また、本件信用状に基づく金員支払請求は持参債務とされ、その義務履行地は債権者であるXの前記肩書住所地となるので、これを管轄する当庁に裁判籍がある(民事訴訟法五条一号、商法五一六条一項)。また上記のとおり、本件信用状の受益者はXであり、Xの商品引渡義務は東京において目的物を運送人に引き渡すことによって履行される上、本件信用状の条件充足に関する証拠

方法も概ね我が国にあるものとうかがわれるので、本件信用状がインド所在のYボンベイ支店で発行され、A社がインドに本店を有する会社であることを考慮しても、上記の特段の事情があるものと認めることはできない。したがって、本件訴訟の国際裁判管轄は我が国にあるというべきである。」

#### (2) 準拠法について

「ア Xの本訴請求は、本件信用状に係る法律行為を原因とするものであるが、法律行為の成立および効力については、法例七条一項により、第一次的には当事者の意思に従ってその準拠法が定められるべきものである。そして、当事者間に準拠法についての明示の合意がされていない場合であっても、契約内容その他諸般の事情に照らし、当事者に黙示の準拠法の合意があると認められるときは、これによるべきである。」

イ これを本件についてみると、本件信用状には準拠法についての明示の記載はなく、また、X、Yが従うことを約束している統一規則にも準拠法の定めがない(弁論の全趣旨)。そこで、当事者の黙示的準拠法の合意を検討するに、Yは、インド所在のYボンベイ支店において本件信

用状を発行しているが、他方、本件信用状に『当行は貴行の指図に従い資金を送金するものとする』と記載して、本件信用状債務の履行地を買取銀行Bないし受益者Xの所在地である我が国とする旨約している。そうすると、一般的には、信用状取引において、発行銀行が主導的地位にあることは否定できないものの、信用状債務の履行が関係当事者にとって最も重要性を有するものといえることができるから、当事者としては、信用状債務の履行地の法律を準拠法とする旨の黙示の合意をしているものと推認するのが相当である。

したがって、本訴請求の準拠法は日本法となる。

なお、Yボンベイ支店とA社間の本件信用状に関する民事紛争の準拠法については、本件と別個に検討すべき法律関係であるから、その準拠法がインド法であったとしても、上記判断を左右するものではない。」

#### 四 評 釈

##### 1 国際裁判管轄について

わが国に国際裁判管轄を認めるとの結論には賛成するが、判旨にはいくつか疑問がある。

##### (1) 判決の枠組み

#### 信用状取引の準拠法および国際裁判管轄

国際裁判管轄に関しては、学説・判例は、①わが国の民事訴訟法の土地管轄規定から国際裁判管轄を逆に推知する「逆推知説」、②民事訴訟法の土地管轄規定に基づく管轄がわが国にあればそれによるが、わが国の国際裁判管轄を認めるべきでない特段の事情があれば裁判管轄を否定するという段階的判断をする「修正逆推知説」、③わが国の土地管轄規定に一応の合理性を認めるものの、それを参酌、勘案し修正して用いるとする「修正類推説」、④個々の事件につき、事件と裁判所との関連を検討し判断するという「利益衡量説」に大別される。本判決は、判旨(1)のAにおいて、上記のうち、②の「修正逆推知説」をとることを明示する。最高裁昭和五六年一〇月一六日判決(いわゆるマレーシア航空判決)<sup>①</sup>以後の下級審においてなされてきた「特段の事情による調整」すなわち「修正逆推知説」については、最高裁は、平成九年一月一日最高裁判決<sup>②</sup>においては、はじめこれを採用することを明言したが、本判決はこれと同じ立場を取るものである。もっとも、この平成九年最高裁判決は、修正逆推知説をとることを明言しながらも、事案へのあてはめ部分においては、民法上の管轄規則に基づいた管轄の有無の判断、すなわちわが国に義務履行地があるかどうかの判断をする事なく、特段の事情の有

無の判断にいきなり入るものであった。そのため同判決に對しては、修正逆推知説の基本となる段階的判断を放棄したことについて、実質的には利益衡量説と同じであるとして、多くの批判がなされている。<sup>(3)</sup>

これに對し本件判旨は、上記マレーシア航空判決以降の下級審の多くが示した「修正逆推知説」の判例と同じく、きちんと段階的判断を経た構成をとっている。すなわち、判旨はまず、わが国の民法の規定する裁判籍のうち、Yがわが国に営業所を有することから民法四四五項によりYの普通裁判籍が日本にあるとする。さらに、本件信用状の義務履行地がわが国にあるとして、民法五五一条一号も本件においては該当するとする。以上のことから判旨は、本件の国際裁判管轄は日本にあるとの前提に立ち、その上で、これを否定すべき特段の事情が存在するかどうかを検討し、わが国の管轄を否定すべき特段の事情はないと判断する。これらの段階的判断を経たうえで判旨は、わが国に国際裁判管轄が認められるとの結論を導いている。

しかし、本件判旨が管轄原因とした「被告の事務所又は営業所の所在地」および「義務履行地」は、いずれも国際裁判管轄の管轄原因としては、かねてより議論のあるものである。そこで、これらの点からまず検討していく。

## (2) Yの営業所所在地

日本に支店、営業所を有する外国法人につき、民法四四五項を理由にわが国の国際裁判管轄を認めることは、本件判旨が引用している上記最高裁昭和五六年一〇月一六日判決（マレーシア航空判決）でもなされた判断である。逆推知的立場からは、これを認めることになるが、学説は、国際裁判管轄においてこのような管轄原因を認めることに反対する見解が多数である。これら反対する見解は、国際裁判管轄においては、民法五五一条五号に規定されるように、訴えが当該支店、営業所等における業務に関するものである場合についてのみ、それらの支店、営業所の所在地の管轄を認めるべきであるとする。<sup>(4)</sup> また、逆推知的立場を取る見解においても、民法四四五項を管轄原因とすることに反対する立場もある。<sup>(5)</sup>

ただし本件のように、被告が世界的に支店網を設けて営業している、国際的な業務に携わる銀行である場合には、民法四四五項を理由にわが国の国際裁判管轄を認めてもよい場合があるのではないかとの指摘もある。<sup>(6)</sup> この見解にたてば、場合によっては四四五項も管轄原因からは排除しないということになるのか。

たしかに、本件においてYは、世界的に支店を有する企

業であり、わが国の裁判管轄が認められたとしても、わが国での訴訟活動が極めて困難であるとは考えにくい。しかし、だからといって民法四條五項を理由に、事務所・営業所等がわが国に存在することのみをもって、それらの事務所・営業所と何ら関わりのない事案について、わが国の国際裁判管轄を認めることには賛成しがたい。国際的訴訟に関しては、やはり、わが国に存在する被告の事務所・営業所が当該取引に何らかの関係を有する場合に、すなわち民法五條五号を根拠として、わが国の国際裁判管轄を認めるのが適切といえよう。

もっとも本件においては、Xの主張するところでは、本件信用状の通知銀行はYの東京支店であったということである。通知銀行名は信用状上に記載されるものであり、証拠調べとしては簡単であるにもかかわらず、判旨がこの点について何ら触れてはいないため、真偽のほどはわからない。しかし、もしもこれがXの主張通りであるとすれば、本件は、民法五條五号にいうところの、「その事務所又は営業所における業務に関する」訴えにあたる事案であったと言えよう。本件信用状は、確認付信用状ではなく、また、買取銀行が指定されない自由買取可能信用状であった。確認付信用状においては、確認を付与する銀行を受益者が

信用状取引の準拠法および国際裁判管轄

指定するのが通常であり、その確認銀行が通知銀行を兼ねる場合が多い。買取銀行が指定される信用状においても、指定買取銀行が通知銀行となることが多い。しかし、そのいずれでもない本件のような信用状の場合、受益者から特に通知銀行を指定されなければ、発行銀行が自行の支店を信用状の通知銀行とすることはよくあることであり、したがって、Xの主張がその通りである可能性はない。通知銀行がYの東京支店であった場合には、民法五條五号により日本に国際裁判管轄があるとの前提に立ち、特段の事情の判断に進むことに問題はないといえよう。この点についての裁判所の確認が望まれた所である。

### (3) 義務履行地の管轄

義務履行地の管轄については、いかに義務履行地を決定するかが、かねてより問題とされてきた。学説は、①準拠法上の義務履行地による<sup>7)</sup>と見る見解と、②準拠法によるのではなく、国際民事訴訟法独自の立場から決すべきであるとして、具体的には、契約上義務履行地が明示されているか、契約から一義的に明らかになる場合に限るとする見解<sup>8)</sup>とに分れ、後者が通説となっている。また、通説と同じく義務履行地の決定を国際民事訴訟法独自に決定すべきであるとしながらも、通説よりは若干柔軟的に、③準拠法上の

義務履行地であるとしても、準拠法の明示的合意がある場合や他の補充的事情とあわせて合理的関連性を認め得る場合には、準拠法上の義務履行地に国際裁判管轄を認めてよいとする見解もある<sup>(9)</sup>。他方で、下級審の判例においては、①の準拠法上の義務履行地による立場をとるものが比較的多数ではあるが、それ以外にも黙示の合意を認めたもの<sup>(10)</sup>や、客観的状況から義務履行地を特定した<sup>(11)</sup>ものも出ており、立場は分れるといえよう。

先に挙げた平成九年の最高裁判決は、義務履行地を管轄原因としてわが国に国際裁判管轄を認められるかが問題となった点においても、注目されるべき事案であった。しかし最高裁は、「本件契約において、我が国内の地を債務の履行場所とすること又は準拠法を日本法とすることが明示的に合意されていたわけではない」事を指摘するのみで、この事案においてわが国に義務履行地があるかどうかの判断を避けた。そして、上記のような状況の下で、「本件契約上の債務の履行を求める訴えが我が国の裁判所に提起されることは、被上告人の予測の範囲を超えるものといわざるを得ない」と述べ、特段の事情の判断においてわが国の国際裁判管轄を否定するにとどまっている。

その結果、この最高裁判決は、かねてより議論となつて

いた義務履行地の決定方法について明言を避けたものとなつている。判旨に準拠法についての言及があることから、この最高裁判決は、上述した①の準拠法による義務履行地の決定を示唆したものと指摘もなされているが、判旨は準拠法の明示の合意がなされていない事のみに触れているだけで、準拠法がいずれの法になるかの判断まではしていない。したがってこの最高裁判決は、上記③の立場に立つとも解し得る余地はあり、義務履行地の決定方法についての最高裁の立場は示されていないと考えるべきであろう。もっともこの点について、義務履行地の決定方法についての議論がまだ方向性が定まっていなから、あえて、わが国に義務履行地があるかどうかの判断を避けたものという指摘もあるが、最高裁としての判断を示すべきであったとの強い批判もなされている<sup>(14)</sup>。

これに対し本件判旨は、本件信用状に基づく金員支払請求は持参債務であると述べ、その結果、義務履行地はXの住所地であるとし、その根拠条文として商法五一六条一項をあげる。同条同項は、行為の性質や当事者の意思表示から履行地が定まらない場合に、債権者の営業所在地等を履行地とする旨の規定である。判旨は、後述するように、本件における準拠法を日本法と決定しており、そのことか



らすれば、義務履行地の決定において、上記の①の準拠法による決定方法を取ったものと思われる<sup>(16)</sup>。これは先に述べたように、下級審の判例では比較的多数の立場である。しかし、義務履行地の管轄の決定を準拠法によらしめるとすれば、本案に入る前の管轄の決定の段階で準拠法決定の判断をしなければならず、適切な方法とは考えにくい。義務履行地管轄の決定については、国際民事訴訟法独自に決めべきであり、契約上義務履行地が明示されているか契約から一義的に明らかになる場合に限るとする多数説の考え方に賛成したい。

それでは、信用状取引における義務履行地管轄とは、どのように考えるべきか。そもそも信用状取引において、国際私法独自に決めうる管轄の基礎としての「義務履行地」はありうるのか。

信用状は、受益者たる売主が、買主からの支払が確実になされることの保証を得るために発行される決済手段のひとつである。したがって、信用状取引においては、いわゆる「支払」がなされる場所が「義務履行地」であると考えられよう。その「支払」がなされる地としての「履行地」については、後に詳述するように、準拠法の議論において、連結点として三つの「履行地」が論じられてきた。第一は、

#### 信用状取引の準拠法および国際裁判管轄

買取、支払、引受等の形式を問わず、受益者が信用状条件に合致した書類を手形に添付した荷為替手形を作成して銀行に呈示し、手形代金を受け取る地である。第二は、発行銀行により「支払」を授権された支払銀行所在地である。第三は、発行銀行所在地を「履行地」とするものである。

この第三の考え方は、(1)支払、買取等を発行銀行から授権された指定銀行が、必ずしもそれを受けるとは限らず、その地で受益者が手形代金を受領するとは限らないこと<sup>(17)</sup>、(2)信用状が停止条件付支払確約であることから、受益者がいったん手形代金を受領しても、最終の支払がなされたとは言えないこと<sup>(18)</sup>、という理由から主張されるものである。これらの三つのいずれもそれぞれ、信用状取引における「義務履行地」と考えることは可能であろう。それではこれらのいずれかを、信用状取引における特別管轄としての「義務履行地」と考えることができるであろうか。

国際裁判管轄における特別管轄のひとつである「義務履行地」管轄は、被告住所地原則にプラスして原告による法廷地選択の選択肢を増やすためのものであるが、ある地が「義務履行地」管轄として適しているかどうかを判断するためには、①当事者の便宜、②証拠調べに適している地であること、③事件と密接な関連を有していること等の考慮

が必要となる。そしてそれらの観点から、国際私法独自の立場により、信用状取引における特別管轄としての「義務履行地」を、「契約に明示されるものか、あるいは契約から一義的に明らかになる」ものを考えることとなる。そうすると、まず上記の第二の「支払銀行所在地」に「履行地」を限定する考え方であるが、これは、後述するように、信用状の種類によっては銀行間の勘定の都合により、支払銀行が当該信用状取引とは関係ない地に指定されることも多く、上の①②③いずれの点からしても適切な管轄とはいえないであろう。これに対し、第一の考え方である、支払、買取、引受唐音形式を問わず「受益者が実際に手形を呈示して手形代金を受領する地」を、管轄の基礎としての「義務履行地」とすれば、受益者から呈示された手形の買取、引受などの形で信用状取引に関わった銀行の所在地を管轄とすることとなり、事件との関連性、証拠調べの便宜からも、適切であると考えられる。またそのような「義務履行地」は、信用状に明示されており、特定が容易であるため、上記の「契約に明示されるものか、あるいは契約から一義的に明らかになる」地であるといえる。さらに、両当事者である信用状発行銀行も受益者もこれを当初より知りうることができるため、当事者の予測にかなうものでもある。

もっとも、このような地を「義務履行地」とすると、たしかに自由買取可能信用状の場合は、受益者が手形を呈示するまでは、具体的にどの地が「義務履行地」になるかは分からない。しかし自由買取可能信用状であることについては信用状上に明記されるものであり、信用状発行銀行も信用状発行時からそれについては承知の上でのことであるため、発行銀行の予測可能性を阻害することはなく、問題はないと考えられる。

第三の考え方である「発行銀行により最終の支払がなされる発行銀行所在地」は、上記(1)(2)の理由により主張されるものである。しかし(1)については、たとえ指定銀行が支払等を拒否したとしても、信用状に買取、支払地等としての明記があれば、当事者はこれを承知しているものであり予測の範囲といえるであろう。したがってこの点においても、第二の考え方の「義務履行地」は、管轄としての適性を否定されるものではないと思われる。さらに、事案とあまりにも関連性のない場合には、特段の事情の判断の段階での考慮も可能であろう。(2)については、たしかにこの点は、発行銀行と受益者との間で信用状に基づく支払が問題になった場合の、準拠法のレベルでは、発行銀行所在地法を準拠法とすべきであるとの主張の論拠として注目すべき

点であるといえよう。しかし、管轄のレベルでの「義務履行地」の観点からすれば、第二の考え方の「履行地」すなわち、受益者が実際に手形を呈示し、手形代金を受け取った地は、受益者と発行銀行両当事者とその地とのかかわりや、証拠調べの便宜など、上記①②③の点から見た場合、第三の考え方の「履行地」よりも管轄として適切であると考えられよう。したがって本事案の場合、本件信用状は、いずれの銀行においても買取り可能という条件で発行されたものであり、その条件通り受益者が手形を呈示したわが国が「履行地」としての管轄を有すると判断することは、妥当であると考ええる。

かくして本件においては、民訴法四条五号を理由としてわが国に国際裁判管轄ありとの前提に立つ判旨は疑問ではあるが、わが国が同法五条一号にいう義務履行地として管轄を有すると判断することは認められると考える。

#### (4) 特段の事情の有無

特段の事情の有無の判断において本件判旨は、①本件信用状がYのボンベイ支店で発行されていること、②A社がインドに本店を有する会社であること、を考慮しつつも、他方で、③（日本法人である）Xが本件信用状の受益者であり、④Xの商品引渡義務が東京において履行されること、

#### 信用状取引の準拠法および国際裁判管轄

⑤本件の争点となっている信用状条件充足に関する証拠方法が、概ね日本にあるとうかがわれることをあげ、わが国の管轄を否定すべき特段の事情はないと結論している。

上記の指摘のうち、①および②、③については問題ないが、④は、本件におけるX・Y間の信用状に関する争いにおいては、考慮されるべきものではない。信用状取引における受益者たるXの義務は、信用状上に記載された条件に合致する書類を呈示することであり、判旨の指摘する商品引渡義務は、もっぱら信用状の基本取引となるX・A間の売買契約の義務に関するものだからである。したがって、この点についての判旨の指摘は当を得ていないといえよう。<sup>19)</sup>⑤の証拠方法についての指摘は、Yの支払拒否により、Xは自ら呈示した書類を買戻していることから、Yが信用状条件に合致しないと主張しまさに本件の争いとなっている書類は、Xが所持しており、これらの証拠方法がわが国にあるとの判旨の指摘は妥当である。

最後に、判旨がわが国の管轄を否定すべき特段の事情はないと結論付けた点について検討すると、上記のように、④についての判旨の指摘は妥当ではなく、また、Xもその経済力からして、インドでの訴訟活動が不可能とはいえないと思われる。しかし他方、Yも、信用状発行先すなわち

信用状の「履行地」での訴訟は予想の範囲であると思われる上、Yは、世界各地に活動拠点を置く銀行であり、現にわが国にも支店を有している。それらを考慮すれば、わが国の国際裁判管轄を否定する特段の事情があるとは思われず、判旨の結論は妥当であると考ええる。また、先に指摘したように、Yのわが国における支店が本件信用状の通知銀行であるとすればなおさら、わが国での管轄を認めることに問題はなかったと考えられることから、この点についての確認が必要であったといえよう。

## 2 準拠法について

判旨の採った準拠法の決定方法には反対である。

### (1) 学説・先例の状況

本件で問題とされている「信用状取引の準拠法」は、信用状取引にかかわる当事者間の法律関係のうち、発行銀行と受益者間の法律関係の準拠法である。この問題は、法例七条により当事者自治の原則が適用されるものではあるが、実務上、信用状上に明示の準拠法指定がなされることはまずないため、その場合の準拠法をどのように決定するかについて、当事者の黙示意思の探究という形で議論がなされてきた。この問題については、信用状において、信用状発

行銀行が主導的地位にあることから、その発行銀行所在地法が準拠法としてまず考えられる。他方で、いわゆる信用状債務の履行地もまた、信用状取引に重要な関連を有する地とも考えうる。学説は、これらの考慮のもと、大別すると、1発行銀行所在地法説<sup>(20)</sup>と2履行地法説<sup>(21)</sup>、さらに3発行銀行所在地法を準拠法とするが、発行銀行所在地と履行地が異なる場合には法例七条二項の行為地法による見解<sup>(22)</sup>が主張されてきた<sup>(23)</sup>。

これに対し、判例において信用状取引の準拠法につき言及したものは少ない。本判決以前に準拠法について触れたものは、筆者の知る限り、東京地裁昭和五二年四月一八日判決<sup>(24)</sup>があるのみである。この東京地裁昭和五二年判決も、発行銀行所在地と履行地とが異なる事案であったが、同判決は、この問題に関する当事者の黙示的準拠法指定の有無につき、以下のように判示している。

「信用状は主として銀行取引において慣行的に生成発達してきた売買代金の支払を確実迅速ならしめることを目的とする制度であり、かつ銀行が買主に代わって売買代金の支払をするものであるから発行銀行が信用状取引において主導的地位にあることは否定できない。従って、当事者間に明示の準拠法の指定がない場

合においても、特段の事情がない限り、当事者としては、発行銀行の本店所在地法を準拠法として指定する意思であったと一応推測し得ないではない。しかし、

この点については、信用状債務の履行地もまた信用状取引において重要性を有するものであり、本件のように発行銀行の所在地と信用状債務の履行地が異なる場合については、当事者は発行銀行の所在地法（発行地法）を指定する意思であったとも推測しえる反面、履行地法を指定する意思であったとも推測しえないではないから、結局このような場合には黙示的準拠法指定は認められないとする見解もある。しかし、仮にそのように解するにしても、信用状取引における発行銀行の受益者に対する債務の法律構成をどのように解するにせよ、右債務が法律行為によって生ずるものであることは否定できないから、本件においては当事者の意思が分明ならざるものとして法例第七条第二項および第九条第一項により行為地法たる日本法が準拠法になると解される。<sup>(25)</sup>

上記のようにこの判決は、原則として発行銀行所在地法を準拠法とするしなから、発行銀行所在地と履行地とが異なる場合においては、黙示的準拠法指定は認められな

信用状取引の準拠法および国際裁判管轄

いとして、法例第七条二項により行為地法が準拠法となるとの立場を示す。これは上記学説のうち3の見解に立つものと解される。<sup>(26)</sup>

## (2) 本判決の立場

本判決が下されるまでの、学説、先例は、概ね上記のような状況であった。そのような状況のもと、本判決の事案は、発行銀行所在地と、本判決が言うところの「履行地」とが異なる地となるという点で、上記の東京地裁昭和五二年判決と同様の事案であった。しかし本判決は昭和五二年判決とは異なり、「当事者としては、信用状債務の履行地の法律を準拠法とする旨の黙示の合意をしているものと推認するのが相当である」と述べて、当事者の黙示の合意を推認する形で履行地法説をとる。その理由として判旨は、「信用状債務の履行が関係当事者にとって最も重要性を有するものということができるから」と述べている。そこで、判旨のこの点についての判断を検討するために、まず、信用状取引の準拠法の問題において、何をもち「信用状債務の履行地」と考えるか、ということを検討し、そのうえで、発行銀行と受益者間の準拠法はいかに考えるべきかを考察したい。

## (3) 信用状債務の履行地

四九

信用状取引における準拋法を論じるにあたって、従来いわゆる「信用状債務の履行地」とされてきたものには、三種類の考え方があった。<sup>27)</sup>まず第一は、売主たる受益者が手形を呈示して手形代金を受け取る地をもって「履行地」とする考え方である。信用状が決済手段であり、受益者への支払の確約をするものであることから、受益者が実際に支払を受ける地を「信用状債務の履行地」と考えることにはそれなりの合理性はある。上記東京地裁昭和五二年判決が、発行銀行が通知銀行に支払を授權していることから、当該通知銀行すなわち支払銀行所在地を「信用状債務の履行地」としているのは、この考え方によるものと思われる。<sup>28)</sup>この考え方に立つ場合、売主が実際に手形を換金するその形は問わないことになり、「履行地」には、手形の支払地のみならず買取地、引受地も入ることとなる。

第二は、手形の支払人すなわち支払銀行により支払がなされる地を「信用状債務の履行地」とする考え方である。このような支払地は、発行銀行自らが信用状上にその地を明記してそこを「支払地」とする旨約していることから、このように発行銀行により指定された支払銀行による支払をもって信用状による支払、すなわち「履行」であると考えるものである。信用状上に支払銀行が明記されているこ

とから、支払地がどこになるかは明確になる。ただし、買取銀行が介在するいわゆる Negotiation Credit においては、手形の支払人は、発行銀行と買取銀行間の補償の都合で決められ、時にはどちらかの銀行の勘定のある第三の銀行となる場合がある。その場合、この考え方にいう「支払地」は、必ずしも信用状取引と関連のある地になるとは限らないということが指摘できる。ちなみに本判決は「履行地」につき、この第二の考え方をとっている。

他方で、上記の二つの考え方に対して、発行銀行による手形の支払、引受、買取の授權がなされたとしても、それは単に授權に過ぎず、当該授權された銀行は、受益者からのそれらの請求を拒絶したとしても受益者に対する義務違反を構成するものではないとの指摘がなされている。<sup>29)</sup>たしかに、発行銀行の信用状態の悪化、戦争、為替管理の強化等の場合には、授權銀行からの拒絶がなされることもあり<sup>30)</sup>え、そのような場合、受益者は発行銀行に直接書類を呈示<sup>31)</sup>することになる。したがってこの見解によれば、最終的な「義務履行地」は発行銀行所在地であるとされる。これが「信用状債務の履行地」についての第三の考え方である。この見解は、その結論において、発行銀行と受益者間の準拋法に関していわゆる発行銀行所在地法説をとることにな

る。しかしその理由は、いわゆる信用状債務の履行地が発行銀行所在地であるという点にある。

以上のような、「履行地」についての三つの考え方のうち、先に述べたように、本判決は第二の考え方をとる。しかし、本件信用状は、まさに上に指摘した Negotiation Credit であり、本件信用状取引における支払銀行は、受益者が関与することなく銀行間の補償の都合によって決められたものであった。したがって、そのような支払銀行所在地をもって本件信用状取引の「履行地」とした点は疑問であり、その地の法を準拠法とすることは、一方当事者である受益者の予測可能性にも反し、妥当とはいえないであろう。<sup>32)</sup>

#### (4) 発行銀行と受益者間の法律関係の準拠法

そこで、発行銀行と受益者間の法律関係の準拠法はいかに考えるべきかを検討する。信用状は決済手段のひとつであり、信用状取引は結局のところ、発行銀行が受益者たる売主にいかにして支払をなすかが問題となる。したがって、準拠法を決定するための連結点を選択するにあたっては、支払の態様に焦点が当てられることとなる。その際、先の第一の「履行地」の考え方のように、受益者たる売主が手形を呈示して銀行から手形代金を受け取るという行為に

焦点をあてれば、その地が重要な関連を有する地と判断されることとなり、その地の法が準拠法と考えられることとなる。これに対し、発行銀行による最終的な支払に焦点をあてれば、これがなされる地を信用状取引に密接な関連ある地と捉え、その地すなわち発行銀行所在地の法を準拠法と考えることとなる。

しかるに、「履行地」の第二の考え方でも指摘されているように、発行銀行が他の銀行を指定銀行として、支払、引受、買取を授權したとしても、これらの授權された銀行は受益者からの請求を拒否することができる。したがって、これらの指定銀行が確実に支払、引受、買取をするとは限らない。さらにいえば、これらの指定銀行が、実際に支払、引受、買取を行ったとしても、発行銀行が自らによる書類点検の結果、それらが信用状条件に合致していないと判断すれば、発行銀行は支払拒絶をすることになる。したがって、「信用状による支払」は、結局、発行銀行による書類点検後の発行銀行による支払がそれにあたるといえよう。つまり、信用状による発行銀行の支払確約は、停止条件付のものであるから、その条件が満たされたと最終的に確認される時点においてはじめて「信用状による支払」がなされたと考えるのが適切であろう。そして信用状取引にかか

わる当事者も、信用状に付された停止条件に従うとの合意のもとで当該取引を行っているのであるから、この「信用状による支払」がなされる地の法を、発行銀行と受益者間の法律関係を規律する準拠法と考えるのが妥当であると思われる。<sup>(33)</sup>

ちなみに、このような理由で発行銀行所在地法を準拠法と考えるにあたっては、発行銀行の本店所在地ではなく、信用状を発行した営業所所在地を連結点とし、この地の法を準拠法と考えるのが妥当であろう。<sup>(34)</sup>したがって本件において、XY間の法律関係の準拠法はインド法となると考えられる。

さらに、事例としては少数にあたるものではあるが、信用状に確認が付されて確認銀行が関与した場合について考えれば、この場合、確認銀行は、発行銀行と同様の債務を受益者に対して有することとなる。すなわち、確認銀行が書類点検を行って支払、買取をすれば、発行銀行が書類点検をした場合と同様に、受益者たる売主との間での信用状取引は最終的に完結することになる。<sup>(35)</sup>つまり、この時点で「信用状による支払」はなされたことになる。信用状への確認の付与は、受益者たる売主からの希望によりなされるものであり、確認銀行の承諾を得て、発行銀行が信用状上

にこれを明記する。つまり確認付信用状は、各当事者の合意の上で確認が付与される形を取る。したがって、確認付信用状においては、確認銀行が発行銀行と同様の債務を受益者に対して有すること、それゆえ確認銀行による「支払」によって受益者と銀行間の信用状取引は最終的に完結することを、各当事者が承知しているのであるから、受益者たる売主が確認銀行に手形を呈示し、支払を受けた場合には、受益者と発行銀行の間の法律関係の準拠法は、確認銀行所在地法とするのが適切であろう。<sup>(36)</sup>

## 注

- (1) 民集三五卷七号一二二四頁。
- (2) 民集五一卷一〇号四〇五五頁。
- (3) 海老沢美広・平成九年重要判例解説(ジュリスト一一三三三三号) (一九九八) 二八九頁、道垣内正人・ジュリスト一一三三三三号 (一九九八) 二二三頁、中野俊一郎・法学教室二二三三三三号 (一九九八) 二四四頁、高桑昭・ジュリスト一一七三三三号 (二〇〇〇) 一四五頁など。
- (4) 池原季雄『新・実務民事訴訟講座七』(一九八二) 二三三頁、道垣内正人『注釈民事訴訟法(一)』(一九九二) 一二五頁、高桑前掲一四五頁。
- (5) 高桑前掲注(3) 一四五―一四六頁参照。
- (6) 森下哲朗・本件評釈平成一六年度重要判例解説(ジュリスト一二九二九二号) (二〇〇五) 二九三頁。



- (7) 林脇トシ子・ジュリスト四七二号(一九七二)一五五頁、中野俊一郎・平成二年度重要判例解説(ジュリスト九八〇号)(一九九二)二六三頁、山田恒久・「義務履行地の国際裁判管轄」法学研究六七巻一号(一九九四)六七頁。
- (8) 高桑前掲注(3)一四六頁、池原前掲注(4)二六二七頁、澤木敬郎・ジュリスト五一六号(一九七二)一六〇頁、横山潤・ジュリスト七八三号(一九八三)一二九頁、櫻田嘉章・判例評論三五一号(一九八八)四〇頁、佐野寛・私法判例リマックス二〇〇一(上)(二〇〇一)一四六頁、長田真里・ジュリスト一二二二二号(二〇〇二)二二四頁。
- (9) 渡邊惺之・木棚照一||松岡博||渡邊惺之『国際私法概論(第四版)』(二〇〇五)二六四頁。
- (10) 例えば東京地判昭和四五年三月二七日下午民集二一巻三||四号五〇〇頁、東京地判平成五年四月二三日判時一四八九号一三四頁、神戸地判平成五年九月二二日判時一五一五号一三九頁など。
- (11) 東京地判昭和六三年一〇月二三日判時一二六一号四八頁、千葉地判平成四年三月二三日民集五一巻一〇号四〇七二頁など。
- (12) 東京地決昭和六三年一二月五日労民集三九巻六号六五八頁、東京地判平成元年一月四日判時一三六二号七四頁など。
- (13) 高桑前掲注(3)二四五頁参照。
- (14) 高田裕成・国際私法判例百選(二〇〇四)一六五頁、高橋宏・法曹時報五二巻四号(二〇〇〇)二六一頁、竹下守夫||村上正子・判タ九九九号(一九九八)二三頁、野村美明・私法判例リマックス一九九九(上)(一九九九)一六三頁など。
- (15) 佐野前掲注(8)一四六頁。
- (16) もっとも森下前掲注(6)二九三頁は、判旨がこの方法をとったものかについては必ずしも明らかではないとする。なお古田啓昌・本件評釈私法判例リマックス二〇〇五下(二〇〇五)一三六頁参照。
- (17) 曾野和明・昭和五三年度重要判例解説(ジュリスト六九三号)(一九七九)二八〇頁、
- (18) 岡野祐子「信用状の準拠法」奈良法学会雑誌第九巻三・四号(一九九七)一三四頁。
- (19) 森下前掲注(6)二九三頁。
- (20) 曾野前掲注(17)二七九頁、杉江徹・涉外判例百選第三版(一九九五)八七頁、元永和彦・ジュリスト八九五号(一九八七)九五頁、高桑昭「信用状に基づく法律関係の準拠法と信用状条件変更の成否」金融法務事情八七八号(一九七八)六頁、浜田一男「商業信用状取引の準拠法」『久保岩太郎先生還暦記念論文集』(一九六二)三九五頁、森下前掲注(6)二九四頁、岡野前掲注(18)一三四、一四三頁。
- (21) 石黒一憲『金融取引と国際訴訟』(一九八三)一一五頁、相澤吉晴『銀行保障状(スタンドバイ信用状)と国際私法』(二〇〇二)三三五頁。
- (22) 伊沢孝平『商業信用状論(増補版)』(一九五八)六五八―六六〇頁。
- (23) 学説の詳細については、杉江前掲注(20)、相澤前掲注(21)三二二頁以下参照。
- (24) 判例時報八五〇号三頁。なおこれの控訴審判決である東京高裁昭和五九年四月二六日判決高裁民集三七巻一号三九九頁は、第一審とほぼ同一の判旨により同じ結論を下している。
- (25) 判例時報前掲一〇頁。
- (26) もっとも曾野前掲注(17)二八〇頁は、この判決は第三の立場の学説である伊沢説を誤解したものであると指摘する。

## 信用状取引の準拠法および国際裁判管轄

## 判例研究

- (27) 岡野前掲注(18)一三一頁以下参照。
- (28) 次に述べる第二の立場ではなく第一の立場と捕らえるのが妥当であろう。森下前掲注(6)二九四頁も同旨。
- (29) 曾野前掲注(17)二八〇頁。
- (30) 曾野前掲。
- (31) 曾野前掲。
- (32) 森下前掲注(6)二九三頁も同旨。
- (33) 岡野前掲注(18)一三四、一四三頁。これは当事者の黙示意思の探究といえながら、実質的には客観的アプローチに近いものである。しかし信用状取引のような定型な取引においては、このように類型的に準拠法を考えるのが適切であろうと思われる。高桑前掲注(20)七頁。なお現行法例の七条一項に客観的連結を持ち込むことに対する批判として、櫻田嘉章「契約の準拠法」『国際私法年報』二号(二〇〇〇)一七頁、道垣内正人『ポイント国際私法各論』(二〇〇〇)二三〇頁、佐野寛・国際私法判例百選(二〇〇四)四九頁。
- (34) 高桑前掲注(20)六頁。
- (35) 長久保隆英「信用状取引における特約にもとづく買取銀行の償還請求」手形研究四五号(一九九一)二三頁、橋本喜一「信用状における償還請求の諸問題(下)」手形研究四九四号(一九九四)二〇頁。
- (36) 岡野前掲注(18)一三四、一四三頁。